

サービスコード入力シート

【A2】共生型訪問型サービス（独自）【93/100】

指定重度訪問介護事業所において、訪問型サービス（独自）を提供する場合〔老企第36号 第2の2(15) 参照〕

指定居宅介護事業所において、重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問型サービス（独自）を提供する場合（市町村がやむを得ないと認める場合のみ）

項番	サービスコード		サービス名称(32文字以内)	算定項目			算定単位	単位数		
	種類	項目								
1	A2	2431	訪問型独自サービス／321	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			1回につき	267	単位	
2	A2	2531	訪問型独自サービス／322	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合			166	単位	
3	A2	2641	訪問型独自サービス／323		所要時間45分以上の場合			205	単位	
4	A2	1431	訪問型独自短時間サービス／3	短時間の身体介護が中心である場合				152	単位	
5	A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	単位	
6	A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算22	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	単位	
7	A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算23		所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	単位	
8	A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算短時間	短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	単位	
9	A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	単位	
10	A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	単位	
11	A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	単位	
12	A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	単位	
13	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人	所定単位数の 10%減算		1月につき		単位	
14	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上	所定単位数の 15%減算				単位	
15	A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上	所定単位数の 12%減算				単位	
16	A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	※米子市内に所在する事業所は算定不可			所定単位数の 15%加算	1回につき	単位	
17	A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1回につき	単位	
18	A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1回につき	単位	
19	A2	4001	訪問型独自サービス初回加算				200単位加算	1月につき	200 単位	
20	A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				200単位加算		200 単位	
21	A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ				100単位加算		100 単位	
22	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算				50単位加算	月1回限度	50 単位	
23	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 245/1000 加算	1月につき		単位
24	A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 224/1000 加算			単位
25	A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				所定単位数の 182/1000 加算			単位
26	A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				所定単位数の 145/1000 加算			単位